

1 件 名 三 浦 市 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針

2 提 案 の 根 拠 ・ 理 由

令和 5 年 5 月に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、移動端末設備（スマートフォン）に利用者証明用電子証書を搭載できるようになった。

これにより、移動端末設備（スマートフォン）を用いた、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の自動交付のサービスを提供するため、所要の規定の整備を行うものである。

3 改 正 の 内 容

（ 1 ） 申 請 及 び 交 付 の 手 続 き に つ い て （ 第 8 条 第 3 項 関 係 ）

移動端末設備（スマートフォン）を用いた印鑑登録証明書の申請及び交付の手続きに係る規定を定めるほか、所要の規定の整理を行うもの。

（ 2 ） 名 称 に つ い て （ 第 8 条 第 3 項 関 係 ）

法改正に伴い、「利用者証明用電子証明書」の名称を改めるもの。

4 施 行 期 日

公布の日から 6 月以内に規則により定める日から施行する。
ただし、上記 3（2）の規定は、公布の日から施行する。